

緊急事態措置でのコミュニティセンターにおける利用制限について

R3.7.30 更新

(1)対象期間

- ・令和3年3月22日(月)から8月1日まで (まん延防止措置期間)
- ・令和3年8月2日(月)から8月31日まで (緊急事態措置期間)

(2)開館時間

- ・9時から20時まで

(3)諸室の貸出

- ・貸出時間は原則、9時から20時までとします。
- ・19時～20時の利用も可能とします(新規予約、超過使用)。
- ・施設内での飲食の制限は、継続して実施します。

(4)体育館(個人使用、専用使用)の利用

- ・利用時間は、9時から20時までとします。

(5)諸室【19時～20時】及び体育館(専用使用)【17時～20時】の最終枠について

ア 諸室

- ・19時～21時の予約については、19時～20時の1時間のみの利用も可能とします。
- ・19時～20時枠での1時間利用時の料金は、通常料金に1/2を乗じた額となります(10 円未満切り捨て)。

イ 体育館(専用使用)

- ・17時～21時の予約については、17時～20時の3時間のみの利用も可能とします。
- ・17時～20時枠での3時間利用時の料金は、通常の夜間料金に3/4を乗じた額となります(10 円未満切り捨て)。

(6)感染症拡大防止対策について

- ・利用に当たっては引き続き、諸室定員の1/2の他、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のお願い」、「千葉県コミュニティセンター体育館ご利用に当たっての新型コロナウイルス感染防止対策について」、「合唱・コーラス、社交ダンス等のご利用の再開について」等に基づく対策を講じ対応致します。